

上海駐在員事務所設立の手続きと費用

概要

本見積書は、外国投資会社の製品・サービスに関連する市場調査、展示、宣伝活動、又は外国投資会社の製品販売、サービス提供、国内仕入、国内投資に関する連絡活動に従事し、且つ特別な免許・許可の申請が不要である外国会社の上海駐在員事務所（代表処）を上海において設立することに適用されます。

当事務所は、外国会社の駐在員事務所を上海に設立する費用が2,250ドルです。設立登記申請書類の作成、駐在員事務所の登記証申請から、銀行口座の開設までのサービスが含まれています（[第 1.1 節](#)をご覧ください）。要するに、当事務所が設立証明書類をクライアント様に渡したら、クライアント様はその駐在員事務所の登記証に記載されている業務を行うことができます。当事務所の設立サービス費用は書類の認証及び翻訳サービス等を含んでいません。当該費用の詳細を [第 2 節](#)をご覧ください。

外国会社の駐在員事務所を上海に設立する際に、クライアント様は認証済の投資会社の設立証明書類、首席代表及び代表となる者の身分証明書類等を提供する必要があります。具体的には [第 5 節](#)をご覧ください。

一般的に、外国会社の駐在員事務所を上海に設立する時間は、約 5～7 週間です。前述の所要時間は、設立登記に必要な書類を受け取った日から計算されません。具体的には [第 6 節](#)をご覧ください。

投資会社が従事する業務により、上海駐在員事務所の設立登記に免許・許可の別途申請が必要な場合、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、設立所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

本見積書の費用は参考用のみであり、実際費用は当事務所の専門コンサルタントが提供する見積書を基準となります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. 設立サービス費用

当事務所は外国会社の上海駐在員事務所を設立する費用が 2,250 ドルです。サービス詳細は以下の通りです。

1.1 駐在員事務所の登記

- (1) 上海駐在員事務所の設立と維持に関するクライアント様の質問に対する回答。
- (2) 設立登記書類一式の作成。
- (3) 駐在員事務所の登記証と代表証の申請。
- (4) 印鑑の作成。
- (4) 人民元基本口座の開設。
- (5) 税籍登記の申請(登録システムの情報を税務部門にアップロードできない場合)。

投資会社が従事する業務により、上海駐在員事務所の設立登記に免許・許可の別途申請が必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

1.2 銀行口座の開設

上海駐在員事務所の設立後、啓源は上海の銀行でクライアント様の上海駐在員事務所のために人民元基本口座(日常の経営収入・支出に用いられる)を開設します。啓源のサービスには、口座開設の必要書類の準備、他の口座開設書類の準備に関するサポート、全ての口座開設書類への審査、及び当事務所のスタッフが銀行に出向き口座開設の手続きを行うことが含まれています。クライアント様が特に指定しない限り、啓源はクライアント様のニーズに適すると判断された銀行を選択し口座を開設します。身分認証のために、首席代表は自ら銀行に行く必要があります。

備考:

- (1) 投資会社が従事する業務により、上海駐在員事務所の設立登記に免許・許可の別途申請が必要な場合に、当事務所は申請代行できて、費用が別途相談となります。
- (2) 上述の費用には、政府規定費用が含まれますが、書類の郵送料が含まれていません。書類の郵送料は実費請求となります。
- (3) 上述の費用は税抜きの金額です。中国の税務発票が必要な場合は、7.5%の税金を別途支払う必要があります。

2. オプションサービス

第 1 節に記載された駐在員事務所の登記サービスを除いて、当事務所は以下のオプションサービスも提供できます。

番号	項目	費用(ドル)
1	インターネットバンキング施設の申請サービス(備考 1)	160
2	首席代表実名認証サービス(備考 2)	250
3	投資会社の関連書類の認証サービス(備考 3)	別途相談
4	翻訳サービス(備考 5)	別途相談

備考:

1. 上述第 1 節の費用には銀行口座の開設サービスが含まれていますが、インターネットバンキングの開設サービスが含まれません。インターネットバンキングの開設が必要な場合は、関連銀行に別途申請する必要があります。当事務所はインターネットバンキングの開設へのサポートサービスを提供できます。
2. 上海の税務局の規定に基づき、外国人又は香港・マカオ・台湾居住者の首席代表はそのパスポート、香港・マカオ居民往来内地通行证、台湾居民往来大陸通行证の原本を持って税務局に実名認証に行かなければなりません。首席代表が実名認証を完了できない場合には、上海駐在員事務所が税務局で全ての税務関連事項を取り扱うことができず、さらに税務申告が行えない可能性もあります。外国人の首席代表が税務局に実名認証に行く際に、現地者が同行するほうが良いとお勧めします。ご希望の場合に、当事務所は当事務所のスタッフの同行を手配することができます。
3. 上述第 1 節の費用には投資会社の設立証明書類、資本信用証明書などの認証費用が含まれていません。啓源は香港、シンガポール、台湾、ケイマン諸島、バミューダ及びその他の国や地域における会社の設立証明書類の認証サービスを提供できます。費用詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。
4. 上述第 1 節の費用には書類の翻訳サービスを含んでいません。クライアント様が提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考とした書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用は別途請求となります。

3. 支払条件

お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、費用請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。クライアント様は送金時、送金伝票の情報欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号をご記入、かつ送金証憑をメールで当事務所にご提供お願いします。サービスの性質により、当事務所は全額のサービス費用を予め請求します。かつ、特別な状況ではない限り、サービス開始後、サービス費用が通常返金されません。

当事務所は現金/銀行振込/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

4. 駐在員事務所基本構造

外国会社の上海駐在員事務所の最低設立要求は以下の通りです。

- 最低1名の首席代表を選任する
- 投資会社が2年以上に設立される
- 1～3名の一般代表を選任する
- 首席代表又は一般代表は国籍を問わず、自然人ではなければならない

5. 必要書類

5.1 駐在員事務所名称の決定

駐在員事務所の名称は、投資会社所在国(地域)+外国会社商号(会社名)の中国語訳+上海代表処で構成されます。例えば、香港啓源商務諮詢有限公司上海代表処。

5.2 投資会社の情報

外国投資会社の登録住所、連絡電話、業務範囲、登録資本金や資産総額、代表取締役の名前と国籍等をご提供ください。

5.3 認証済の投資会社設立証明書類

外国投資会社の住所証明書(所在国の関連機関の発行による)、2年以上の存続を証明する合法的な営業証明書、会社定款又は組織協定、投資会社署名者の授權書は投資会社の登録住所の所在国(地域)における中国大使館・領事館等の中国大陸政府授權機関に認証される必要があります。

5.4 認証済の投資会社の銀行資本信用証明書

外国投資会社は取引先の銀行が発行した資本信用証明書が投資会社の登録住所の所在国(地域)における中国大使館・領事館等の中国大陸政府授權機関に認証されることを行う必要があります。

5.5 認証済の首席代表の委任状と身分証明書類

上海駐在員事務所の首席代表の委任状と身分証明書類は投資会社の登録住所の所在国(地域)における中国大使館・領事館等の中国大陸政府授權機関に認証される必要があります。

5.6 首席代表の個人情報

首席代表となる者の中国語氏名、最終学歴、中国住所、入国日付、中国大陸の電話番号、履歴書(18歳以降の全ての履歴)等の個人情報、身分証明書類のコピー及び1寸のカラー証明写真(背景白)をご提供ください。

5.7 オフィス賃貸借契約書

上海駐在員事務所のオフィスの賃貸借契約書と賃料支払証憑の原本をご提供ください。オフィス場所はオフィス用途であり、且つその賃貸借契約期間が一年又は一年以上ではなければなりません。

5.8 口座開設の銀行名称と住所

クライアント様は上海駐在員事務所の口座開設の銀行を自由に選べます。当事務所は、会社からの距離、サービス品質、業務効率、インターネットバンキングの理財機能があるかどうか等の方面によって決定することをお勧めします。多くのクライアント様が外資系銀行を利用しますが、外資系銀行は中国内資銀行と比べ、要求が高く、審査時間が長く、理財維持費用が高い問題等があり、かつ税務機関と税金納付代行の協定に署名できません。外資系銀行に人民元基本口座を開設し且つ当該口座が税金納付機能がない場合は、中国内資銀行で税金納付に用いられる納税口座を別途開設する必要があります。従って、直接的に中国内資銀行で口座を開設することをお勧めします。

上述の外国投資会社の身分証明書類は投資会社の登録住所の所在国(地域)における中国大使館・領事館等の中国大陸政府授權機関に認証される必要があります。ご提供の書類が中国語以外の言語である場合は、資格のある翻訳会社が翻訳した中国語訳文を提供する必要があるかもしれません。

6. 設立所要時間

一般的に、外国会社の上海駐在員事務所を設立する時間は、約 5~7 週間です。具体的には下表をご覧ください。

番号	説明	時間 (営業日)
	前期準備	
1	クライアント様が投資者、首席代表・一般代表となる者等を含む上海駐在員事務所の基本構造を決定し且つこれらの者の就任承諾書及び身分証明書類を取得する。	お客様による
2	クライアント様が上海駐在員事務所のオフィスの賃借及び賃貸借契約書の署名を行う。	お客様による
3	クライアント様の上海駐在員事務所の登記サービス委託を確認後、啓源は費用請求書を発行する。	1
4	クライアント様は上海駐在員事務所設立の必要書類(第 5 節に記載さ	お客様による

	れた)を提供し、かつサービス費用を啓源に支払う。	
	登記申請	
5	啓源は上海駐在員事務所設立の申請書類を作成し、かつメールで書類をクライアント様に署名に送る。	1
6	クライアント様は署名済の書類を啓源に郵送する。	お客様による
7	啓源は設立申請書類を上海工商局に提出する。	1
8	上海工商局は設立申請書類を審査して、問題がなければ、駐在員事務所の登記証と首席代表の代表証を発行する。	14
	その後の登記手続き	
9	上海公安局に上海駐在員事務所の印鑑作成の届出を申請し、指定の印鑑会社で駐在員事務所の印鑑を作成する。	2
10	啓源はクライアント様の指定した銀行で上海駐在員事務所の人民元基本口座を開設するのを支援する(外国投資会社の法的代表者が銀行に行く必要があるかもしれない)。	10
11	啓源は首席代表の実名認証を行う。	1
		合計:約 5~7 週間

7. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

駐在員事務所の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

1. 駐在員事務所の登記証
2. 首席代表と一般代表(もしあれば)の代表証
3. 駐在員事務所の印鑑(駐在員事務所印、首席代表印、財務印)
4. 銀行口座開設書類

8. 年度維持サービス

上海において設立された全ての外国会社の駐在員事務所は、中国の会計準則に基づき財務諸表を作成しなければならず、且つ年次財務諸表に対する監査及び監査報告の発行が中国の公認会計士によって行われる必要があります。また、税務の法律法規に基づき、設立月(翌月の申告)から、毎月各項税務の申告を行う必要があります。当事務所は定期的な会計記帳、税務申告、給与計算及び代行支払、銀行口座の操作及び年次所得税の精算清算納付等の合法的な維持サービスをクライアント様に提供できます。詳細は当事務所の専門会計士にお気軽にお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

1. 「上海外資系独資コンサルティング会社設立の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/368.html>
2. 「外国(地域)会社の深セン駐在員事務所設立の手続きと費用」
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/329.html>

KAIZEN 啓源